

説 明 資 料

(酒税・たばこ税・エネルギー関係諸税等)

目 次

I 酒税

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
・ 酒税の税率	2
・ 酒税法における酒類の分類及び定義	3
・ 欧米諸国の酒税制度の概要	4
・ 諸外国の酒類の製造等に関する規則（例）（未定稿）	5
・ 酒類別の課税数量の推移	6
・ ビール・発泡酒の課税額の推移	7
・ ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移（大手5社ベース）	8
・ 「酒類販売業等に関する懇談会」の取りまとめについて（国税庁資料）	9

II たばこ税

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	11
・ たばこ税等の税率	12
・ 主な紙巻たばこの税負担割合等	13
・ 紙巻たばこの平均価格と税負担割合の推移（旧3級品を除く）	14
・ 諸外国の紙巻たばこの税負担割合等	15
・ 諸外国の紙巻たばこのたばこ税の動向	16
・ 紙巻たばこの販売数量の推移	17
・ 喫煙と健康の問題等に関する中間報告（抄）	18

Ⅲ エネルギー関係諸税等

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	19
・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）	20
・ 特定財源等の概要	21
・ 道路特定財源等の税率の推移	24
・ 平成15年度予算編成について（抄）（平成14年10月11日 経済財政諮問会議 塩川議員提出資料）	26
・ 道路整備事業の状況（平成14年度予算）	27
・ 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	28
・ OECD諸国のガソリン1リットル当たりの価格と税（2001年第1四半期）	29
・ 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移	30
・ 第23回経済財政諮問会議議事要旨（抄）（平成14年8月28日開催）	31
・ エネルギー政策（平成14年8月28日 経済財政諮問会議 平沼議員提出資料）	32
・ 地球温暖化対策推進大綱（抄）	33
・ 我が国における温暖化対策税制について（環境省資料）	34

I 酒 税

平成 14 年 6 月

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

五 その他

1. 酒税、たばこ税

酒類、たばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、従来から他の物品に比べ高い税負担を求めてきており、わが国の税体系において重要な役割を果たしてきている。わが国の厳しい財政事情を踏まえれば、今後とも、酒類、たばこの生産・消費の動向等を勘案しつつ、適切な税負担水準の確保に努めていく必要がある。

(1) 酒税

酒税については、税制の中立性、公平性を確保する観点から、現行の酒類の区分（10種類）の簡素化を図り、酒類間の税負担格差を縮小する方向で見直していく。とりわけ「同種・同等のものには同様の負担」という消費課税の基本的考え方に適合していないものについては、早急に負担の均衡を図るべきである。

酒税の税率

区 分		アルコール分	1ℓ当たり税率	アルコール分 1度当たり税率
		度	円	円
清 酒		15.0	140,500	9,367
合 成 清 酒		15.0	79,300	5,287
し ょ う ち ゆ う		20.0	198,480	9,924
		25.0	248,100	
		35.0	347,340	
み り ん		13.5	21,600	1,600
ビ ー ル		—	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	—	56,500	4,708
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	8,217
ウ イ ス キ ー 類		40.0	409,000	10,225
ス ピ リ ッ ツ 類		37.0	367,188	9,924
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒(麦芽50%以上)	—	222,000	44,400
	〃 (麦芽25～50%未満)	—	152,700	30,540
	〃 (その他)	—	105,000	21,000
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒(みりん類似)	13.5	21,600	1,600
	〃 (その他)	12.0	98,600	8,217

(参考)通常商品1本当たりの酒税額等

容 量 等	標準的な価格 (消費税抜き)	1本当たり の酒税額	酒 税 負担率
	円	円	%
上撰 15度 1.8ℓ 720Mℓ	1,835 777	252.90 101.16	13.8 13.0
15度 1.8ℓ	1,058	142.74	13.5
25度 1.8ℓ			
甲類	1,370	446.58	32.6
乙類(いも)	1,620	446.58	27.6
本みりん 13.5度 1.8ℓ	1,184	38.88	3.3
350Mℓ缶	218	77.70	35.6
720Mℓ	780	40.68	5.2
14度 550Mℓ	540	63.27	11.7
40度 700Mℓ	1,510	286.30	19.0
40度 720Mℓ	980	285.81	29.2
チューハイ 7度 350Mℓ	140	27.78	19.8
麦芽25%未満 350Mℓ缶	135	36.75	27.2

(注) 1. アルコール分は、基準アルコール分である。

2. アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール・発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出している。

酒税法における酒類の分類及び定義

種 類 (酒税法第3条)	品 目 (酒税法第4条)	主 な 製 造 方 法
清 酒		* 米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの * 米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの
合 成 清 酒		* アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	* アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの
	しょうちゅう乙類	* アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの
み り ん		* 米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたもの
ビ ー ル		* 麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの
果 実 酒 類	果 実 酒	* 果実を原料として発酵させたもの
	甘 味 果 実 酒	* 果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	* 発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	ブ ラ ン デ ー	* 果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	* 清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエクス分2度未満のもの
	原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの
リキュール類		* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエクス分が2度以上のもの
雑 酒	発 泡 酒	* 麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの
	粉 末 酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	そ の 他 の 雑 酒	* 清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類

【10種類】

【11品目】

欧米諸国の酒税制度の概要

(平成14年(2002年)1月現在)

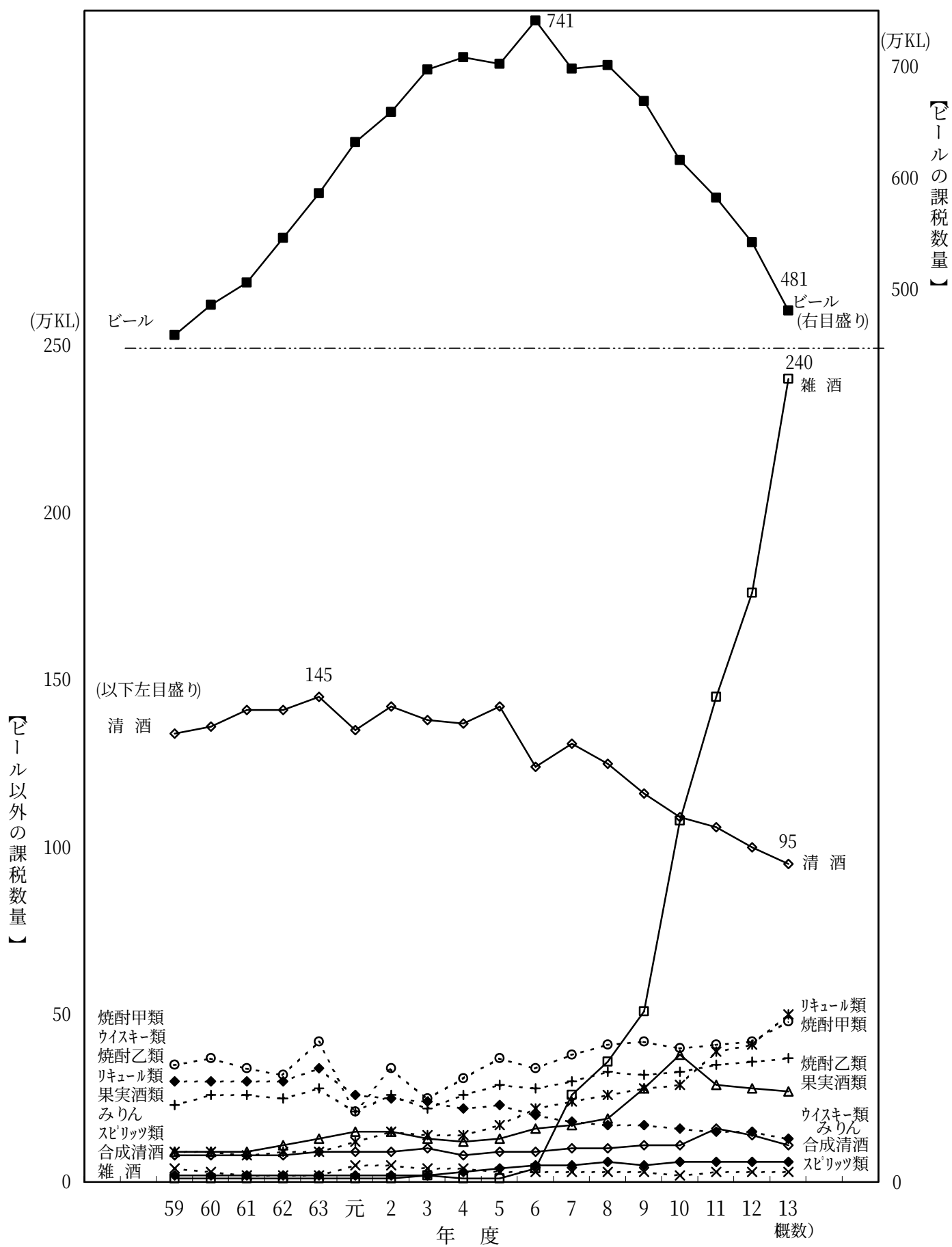
区 分	E C 指 令	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ア メ リ カ
税 目	アルコール税	酒税	蒸留酒専売益金、ビール税(州税) 発泡ぶどう酒及び中間製品税	アルコール消費税、ビール等消費 税、ぶどう酒・りんご酒等流通税	酒税
主な税率	(1) <u>エチルアルコール</u> 純アルコール1hℓにつき 550ユーロ以上 ただし、1,000ユーロ以下の 税率を適用している加盟国はそ の税率を引き下げてはならず、 1,000ユーロ超の税率を適用し ている加盟国は1,000ユーロ未 満に引き下げてはならない。 (2) <u>ビール</u> 1hℓにつき 1プラト一度ごとに 0.748ユーロ以上 又は、 1hℓにつき アルコール1度ごとに 1.87ユーロ以上 (3) <u>ワイン</u> 1hℓにつき 0ユーロ以上 (4) <u>中間製品</u> 1hℓにつき 45ユーロ以上	(1) <u>蒸留酒</u> 純アルコール1ℓにつき 19.56ポンド (2) <u>ビール</u> 最終製品1hℓにつきアル コール1度毎に11.89ポンド (3) <u>ぶどう酒・混成ぶどう酒</u> 1hℓにつき 4度以下 47.58ポンド 4度超5.5度以下 65.42ポンド 5.5度超15度以下 154.37ポンド 15度超22度以下 205.82ポンド 22度超 純アルコール1ℓにつき 19.56ポンド (発泡性のあるもの) 1hℓにつき 5.5度超8.5度以下 166.70ポンド 8.5度超15度以下 220.54ポンド (4) <u>りんご酒</u> 1hℓにつき 7.5度以下 26.13ポンド 7.5度超8.5度以下 39.21ポンド (発泡性のあるもの) 1hℓにつき 5.5度超8.5度以下 166.70ポンド	(1) <u>蒸留酒</u>専売益金 純アルコール1hℓにつき 1,303ユーロ (2) <u>ビール</u>税 1hℓにつき 1プラト一度ごとに 0.787ユーロ (注) プラト一度とは、ビールの 麦汁エキスの基本濃度で、ビ ール100グラム当たりのグラ ム数で示される。 (3) 発泡ぶどう酒及び中間製品税 (イ) <u>発泡ぶどう酒</u> 1hℓにつき ・原則 136ユーロ ・アルコール濃度6%未満 51ユーロ (ロ) <u>中間製品</u> 1hℓにつき ・原則 153ユーロ ・アルコール濃度15%未満 102ユーロ ・発泡ぶどう酒用の容器に入っ ているもの、あるいは、炭酸 濃度が一定以上のもの 136ユーロ	(1) アルコール消費税 (イ) <u>蒸留酒</u> 純アルコール1hℓにつき (a) <u>ラム酒</u> 835ユーロ (b) <u>その他のアルコール製品</u> 1,450ユーロ (ロ) <u>中間製品</u> 製品1hℓにつき (a) <u>天然甘味ぶどう酒及び</u> <u>甘味ぶどう酒</u> 54ユーロ (b) <u>その他</u> 214ユーロ (2) <u>ビール等消費税</u> 製品1hℓにつきアルコール 1度ごとに (a) アルコール度数2.8度以下 のもの 1.30ユーロ (b) その他 2.60ユーロ (3) ぶどう酒・りんご酒等流通税 製品1hℓにつき (a) <u>発泡ぶどう酒</u> 8.40ユーロ (b) <u>その他のぶどう酒</u> 3.40ユーロ (c) <u>りんご酒等</u> 1.20ユーロ	(1) <u>蒸留酒</u> 1ブルーフ・ガロンにつき 13.50ドル (2) <u>ビール</u> 31ガロンにつき 18.00ドル (3) <u>ぶどう酒</u> 1ガロンにつき 14度以下 1.07ドル 14度超21度以下 1.57ドル 21度超24度以下 3.15ドル 1ブルーフ・ガロンにつき 24度超 13.50ドル (4) <u>発泡ぶどう酒</u> 1ガロンにつき シャンパン等 3.40ドル 人工炭酸酒 3.30ドル (注) ブルーフ・ガロンとは課税 上の単位で、アルコール分50 度のもの3.7854ℓ(1ガロン) をいう。 (例) ニューヨーク市 ・州酒税 1ガロンにつき 蒸留酒 6.44ドル ビール 12.50セント ぶどう酒 18.93セント ・市酒税 1ガロンにつき 蒸留酒 1.00ドル ビール 12セント ぶどう酒 24度超のみ 1.00ドル ・小売売上税 小売価格の8.25%
備 考	付加価値税 標準税率 15%以上	付加価値税 税率 17.5%	付加価値税 税率 16%	付加価値税 税率 19.6%	

諸外国の酒類の製造等に関する規則（例）

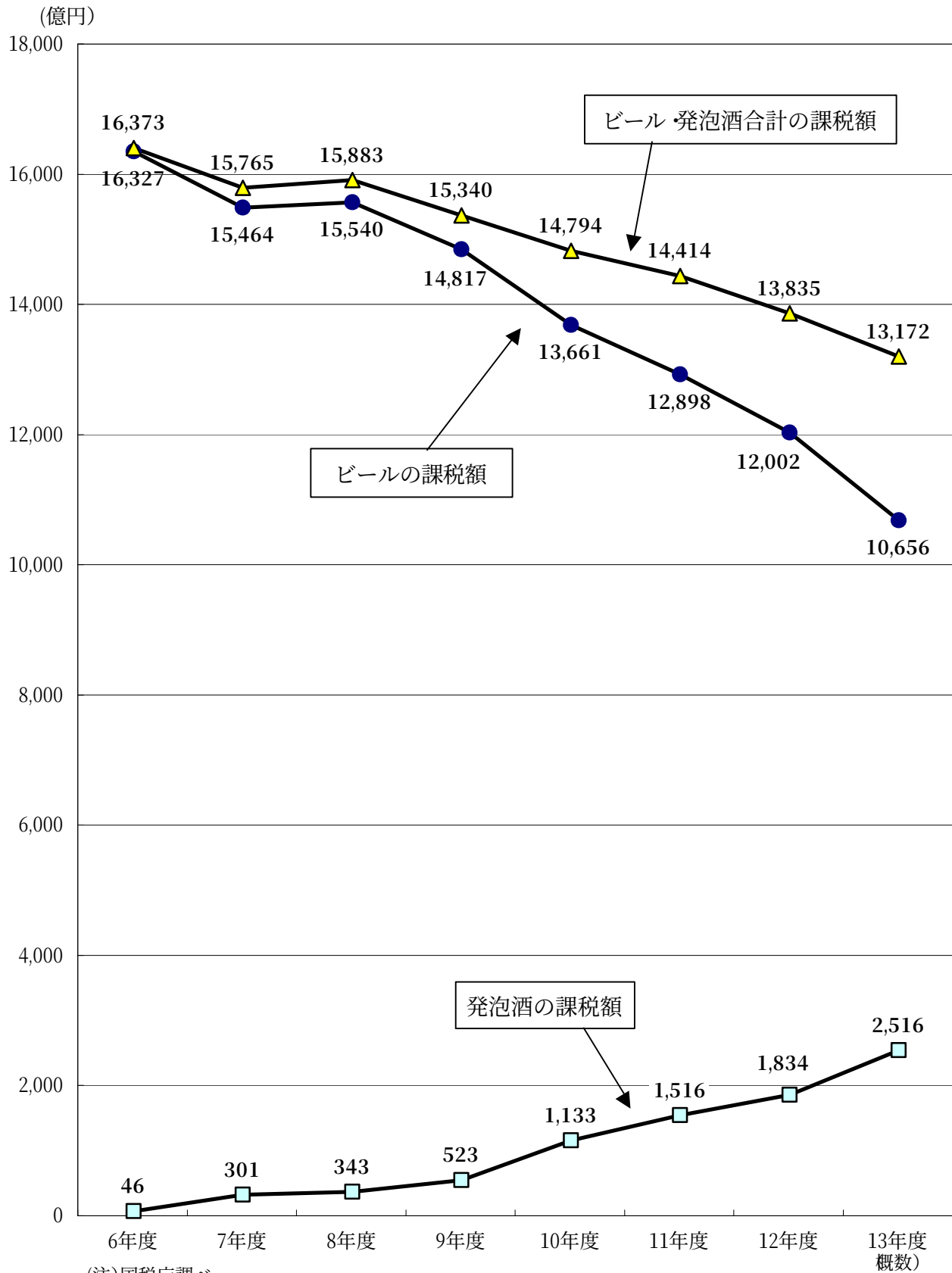
未 定 稿

		欧州委員会（ＥＣ）	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ（連邦）
蒸留酒	酒税関係法規	アルコール及びアルコール飲料に係る個別間接税の構造の調和に関する指令（ＥＣ指令 92/83）	1991 年スピリッツ規則（1979 年酒税法による委任）	ＥＣ指令 92/83（蒸留酒専売法による適用）	ＥＣ指令 92/83（租税一般法典による適用）	連邦アルコール管理法 連邦行政命令集 27 編（アルコール、タバコ及び火器に関する規則）
	その他	スピリッツの定義、記述及び体裁の一般的規則（ＥＣ規則 1576/89）	ＥＣ規則適用 1988 年スコッチウイスキー法	ＥＣ規則適用 蒸留酒製造通則法	ＥＣ規則適用 1936 年 5 月 15 日の政令 1936 年 8 月 6 日の政令（コニャック・アルマニャックの定義）	
ワイン	酒税関係法規	アルコール及びアルコール飲料に係る個別間接税の構造の調和に関する指令（ＥＣ指令 92/83）	1989 年ワイン及びメイドワイン規則（1979 年酒税法による委任）	ＥＣ指令 92/83（発泡ぶどう酒税法による適用）	ＥＣ指令 92/83（租税一般法典による適用）	連邦アルコール管理法 連邦行政命令集 27 編（アルコール、タバコ及び火器に関する規則）
	その他	ワイン市場の共通構造に関する規則（ＥＣ規則 1493/1999）	ＥＣ規則適用	ＥＣ規則適用 ワイン法	ＥＣ規則適用 1935 年 7 月 30 日の政令（原産地呼称統制条例）	
ビール	酒税関係法規	アルコール及びアルコール飲料に係る個別間接税の構造の調和に関する指令（ＥＣ指令 92/83）	1993 年ビール規則（1979 年酒税法による委任）	ＥＣ指令 92/83（ビール税法による適用）	ＥＣ指令 92/83（租税一般法典による適用）	連邦アルコール管理法 連邦行政命令集 27 編（アルコール、タバコ及び火器に関する規則）
	その他			暫定ビール法（ビール純粋令）	製品又はサービスに係る偽造不正行為防止法をビールに適用するための政令	

酒類別の課税数量の推移



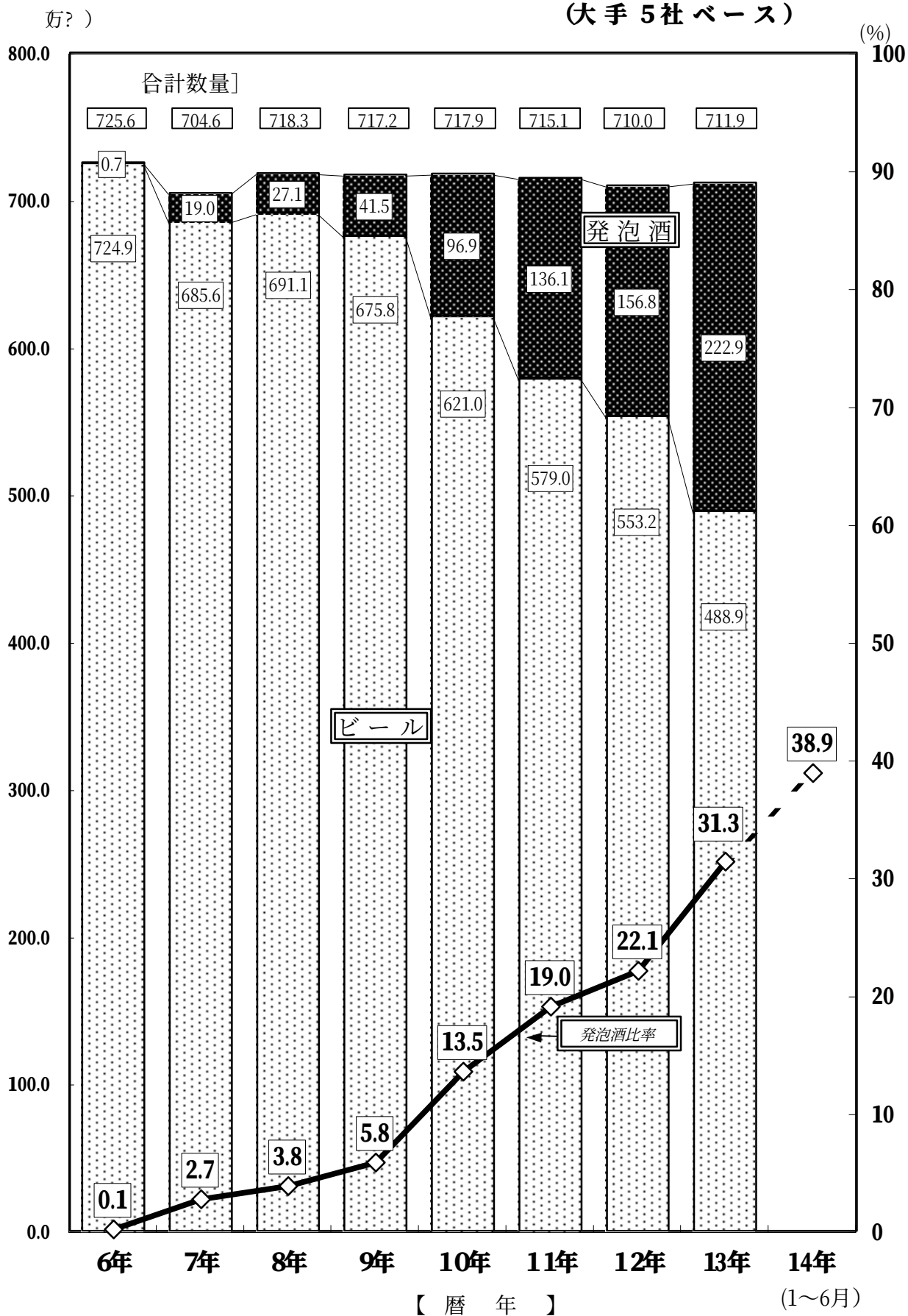
ビール・発泡酒の課税額の推移



(注) 国税庁調べ。

13年度の発泡酒の課税額及びビール・発泡酒合計の課税額は発泡酒以外の雑酒の課税額を含む。
平成12年度の発泡酒以外の雑酒の課税額は13億円)

ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移 (大手5社ベース)



「酒類販売業等に関する懇談会」の取りまとめについて

酒類販売業に関しては、致酔性を有する酒類の未成年者対策を含めた販売管理に関する社会的な要請が高まっており、また、酒類小売業免許の数次の規制緩和措置などにより取引環境にも大きな変化が生じている。

このような状況などを踏まえ、国税庁においては、平成 13 年 12 月に審議官主催の懇談会として「酒類販売業等に関する懇談会」を開催し、10 回にわたり、酒類の販売管理などの社会的要請への取組み及び平成 15 年 9 月以降の酒類小売業免許のあり方等について検討を行ってきた。

この度、懇談会における検討結果が、「酒類小売業を中心とした酒類業等の現状と課題」として座長により取りまとめられたところであり、その概要は以下のとおりである。

1. 環境変化を踏まえた将来の酒類業の姿

○ 酒類を巡る変化

- ・ 酒類の特性：代表的な嗜好品、文化・伝統性、致酔性、課税物資。このうち、近年、酒類の一般商品化、購入アクセスの容易化などにより「致酔性」がクローズ・アップ（未成年者飲酒問題の拡大等）
- ・ 数次の規制緩和により酒販店が多様化する一方、酒類の消費量は横ばい（成人一人当たりでは減少傾向）。酒類市場では広告宣伝、販促活動を通じた低価格志向の激しい販売競争

○ 酒類業の特性とあるべき姿

- ・ 伝統性・地域性があり、中小企業が多い。アルコールを含む飲料で、かつ、課税物資である酒類の取扱業者（酒税の円滑な転嫁、回収を図る観点から免許を付与）の役割は今後も重要
- ・ 消費者利便の確保に加え酒類業に対する社会的要請に対応する必要

※ 社会的要請（例示）

- ① 酒類の品質・安全性の確保、情報の提供
- ② マナー広告の実施等による飲酒教育、啓発
- ③ 公正な取引の実現
- ④ 効率的な事業経営及び酒税の確保
- ⑤ 未成年者の飲酒防止
- ⑥ 飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブル、健康障害の発生防止
- ⑦ リサイクル社会への貢献

○ 国税庁等における酒類行政の運営体制の整備

国税庁は、酒税確保を中心とした事務運営から消費者利益の確保及び酒類業の健全な発達のため、酒類行政を広く捉えて運営体制の一層の整備を進める必要

2. これまでの規制緩和等の評価

- 規制緩和に伴い、市場は活性化。他方で、公正取引確保については、公正取引委員会ガイドラインの発出等の取組みが行われ、また、未成年者飲酒問題については、未成年者飲酒禁止法の2度の改正等の取組み等が行われているところ
- 公正取引の確保、未成年者飲酒防止対策の取組み等は更に実効性を上げる必要

3. 酒類小売業に関わる今後必要な手当て

- 「酒税の確保に加え適切な販売管理のため」などの要請に対応する必要
 - (1) 消費者の利便性の確保から、今後とも規制緩和については着実に推進
 - (2) 消費者ニーズに応え得る安全・高品質の商品提供や的確な商品情報の提供
 - (3) 公正取引の観点
 - ・ 公正取引確保の実効性を一層高めるための独禁法違反行為に対するペナルティのあり方
 - ・ 酒類業者による公正な取引遵守の表明、結果及び評価の公表
 - (4) 酒税確保の観点
 - ・ 酒税の回収確保上の問題に備えるため、必要最小限の事後的是正措置として、地域、期間を限定した臨時措置を検討
 - (5) 販売管理等の観点
 - ① 販売管理上のミニマム・リクエスト
売場での酒類の完全な分離・陳列、販売管理の責任者の配置、大学・ガソリンスタンドでの販売制限
 - ② 従来型自動販売機の撤廃・改良型自動販売機への移行、長期的には撤廃
 - ③ 小売業者に対する研修の実施
 - ④ リターナブル容器の回収体制の確保
 - ⑤ 人的要件の整備
 - ⑥ 免許の目的の見直し、更新制の導入等
 - ⑦ 最低販売量基準を加えた上での販売管理のモニタリング
 - ⑧ 社会的要請に対応する実施主体としての小売酒販組合の活性化及び役割の発揮
 - (6) 人口基準が廃止される15年9月に向けて、必要な手当てを整理し、段階的に措置

4. 酒類小売業の健全な発達のための取組み

- 行政は、小売酒販組合、独立行政法人酒類総合研究所等と以下について協力
 - ① 飲酒教育・啓発についての情報発信への助言
 - ② 未成年者飲酒防止対策についての指導・助言
 - ③ 活性化事業（酒類の販売技術・ノウハウ構築、情報ネットワーク化等）の推進
 - ④ 専門知識、販売サービスの研修

Ⅱ たばこ税

平成14年6月
あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）
税制調査会

第二 個別税目の改革

五 その他

1. 酒税、たばこ税

酒類、たばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、従来から他の物品に比べ高い税負担を求めてきており、わが国の税体系において重要な役割を果たしてきている。わが国の厳しい財政事情を踏まえれば、今後とも、酒類、たばこの生産・消費の動向等を勘案しつつ、適切な税負担水準の確保に努めていく必要がある。

(2) たばこ税

欧米主要国においては、近年、たばこの税負担が引き上げられてきている。

たばこの税負担のあり方については、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向、財政状況などを総合的に勘案し、今後、税率引上げの是非を検討していく。

たばこ税等の税率

区 分 種 類	国のたばこ税	地 方 の たばこ 税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道 府 県	市 町 村	計			
紙 巻 たばこ	(円/千本) 2,716	(円/千本) 868	(円/千本) 2,668	(円/千本) 3,536	(円/千本) 6,252	(円/千本) 820	(円/千本) 7,072
パイプたばこ							
葉巻たばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平成14年度予算・ 地方財政計画額	(億円) 8,480	(億円) 2,713	(億円) 8,339	(億円) 11,052	(億円) (19,532)	(億円) 2,558	(億円) (22,090)

(注) 1. たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた(平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本))。その結果、国のたばこ税とたばこ特別税の合計の千本当たりの税率は3,536円/千本(地方のたばこ税の合計に同じ。)となっている。

2. 国のたばこ税収(8,480億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。

3. パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。

4. 旧3級品の紙巻たばこは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及びウルマ(160円)の6銘柄の紙巻たばこをいう。

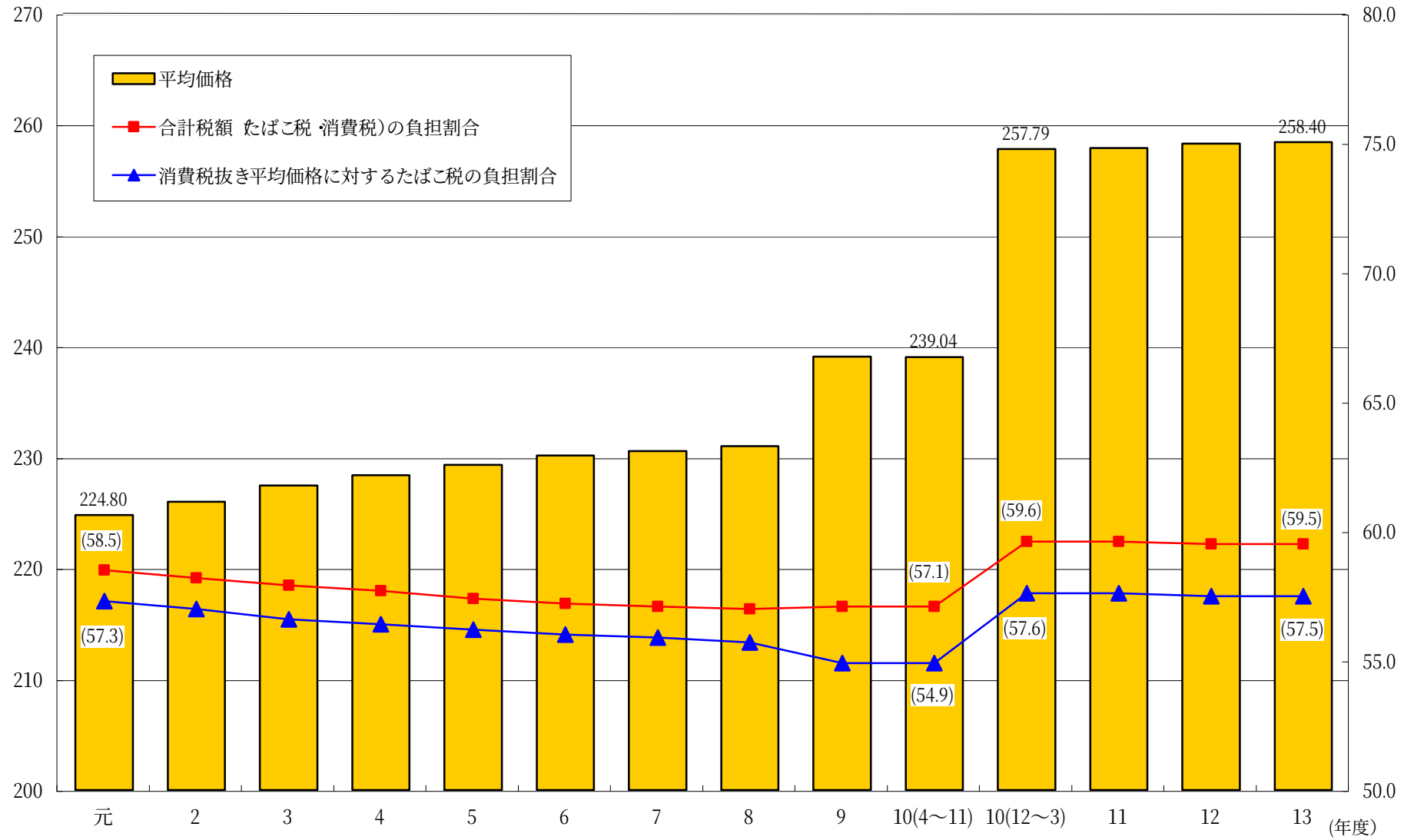
<参 考>

主 な 紙 巻 た ば こ の 税 負 担 割 合 等

小 売 定 価	消費税額	消費税抜き 小売価格	国 税		地 方 税		たばこ税 の合計額	負担割合	合計税額 (たばこ税・消費税)	負担割合
			たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税				
2 5 0 円（20本入り） 〔例；マイルドセブン、 ラクマイルド等〕	円 11.90	円 238.10	円 54.32	円 16.40	円 17.36	円 53.36	円 141.44	% 59.4	円 153.34	% 61.3
			70.72		70.72					
2 6 0 円（20本入り） (例；キャビンマイルド等)	円 12.38	円 247.62	円 54.32	円 16.40	円 17.36	円 53.36	円 141.44	% 57.1	円 153.82	% 59.2
			70.72		70.72					

紙巻たばこの平均価格と税負担割合の推移 (旧 3級品を除く)

平均価格
(円/20本)



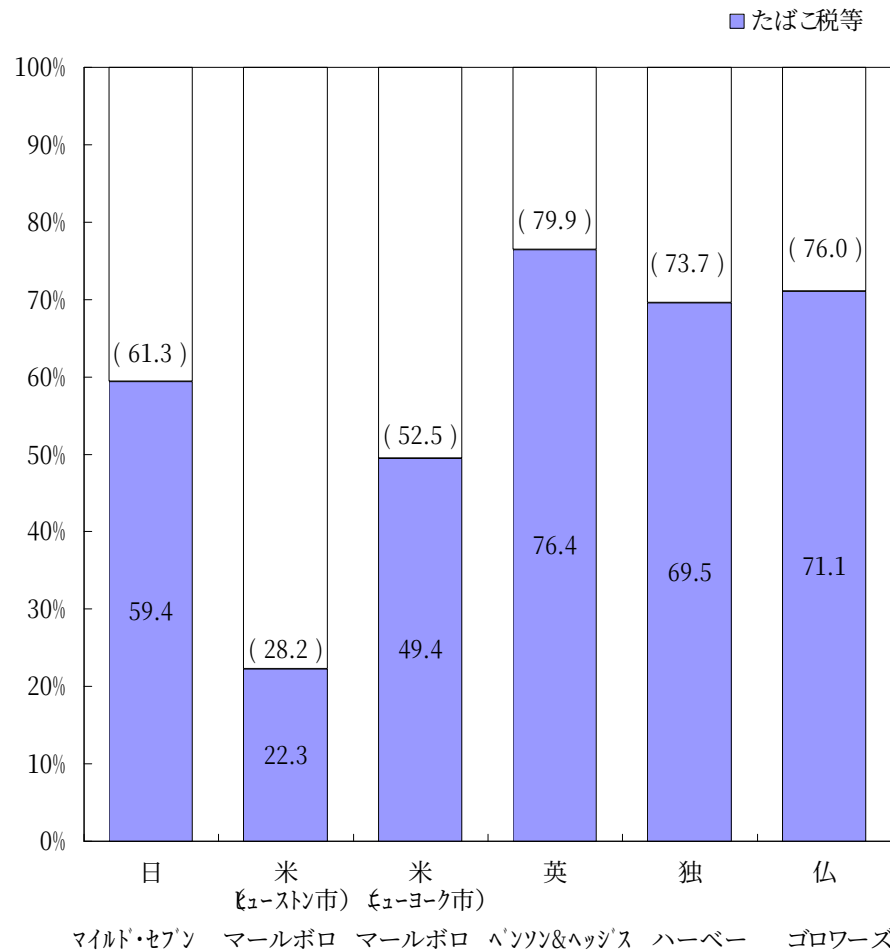
注) 平成10年12月以降のたばこ税には、たばこ特別税を含む。

消費税率
引き上げ
(9. 4. 1)

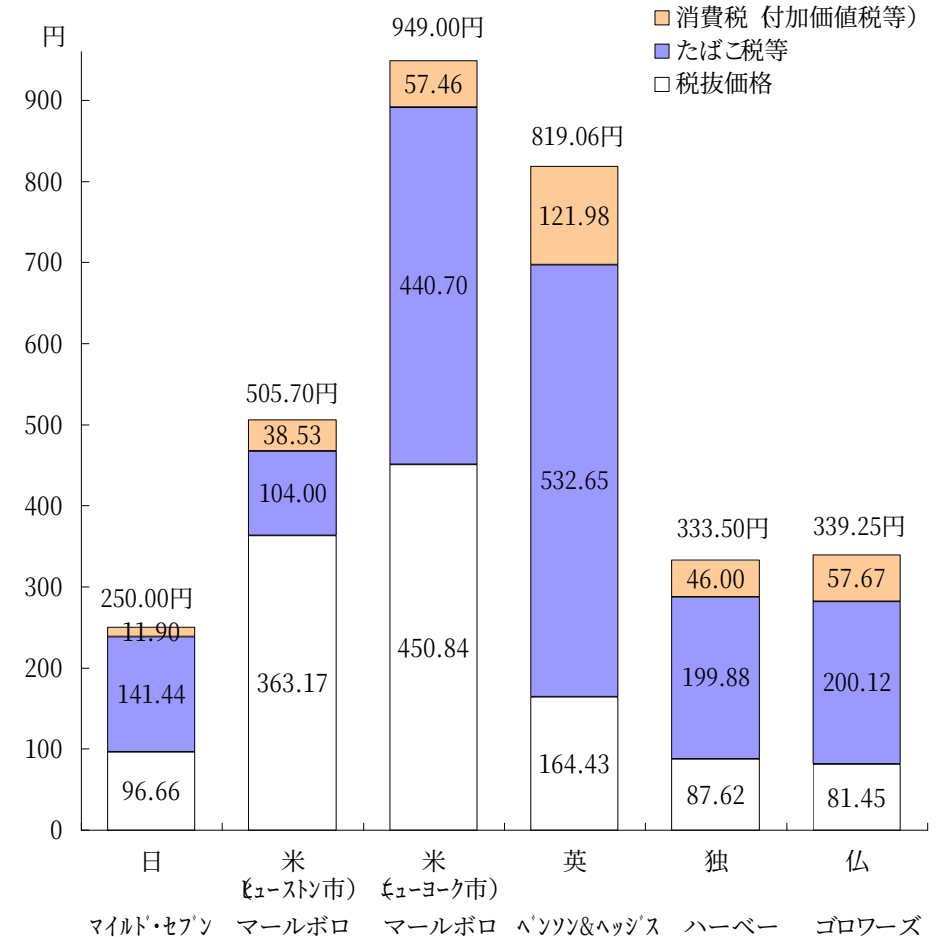
たばこ
特別税
創設
(10.12. 1)

諸外国の紙巻たばこの税負担割合等

○消費税（付加価値税等）抜き小売価格に占めるたばこ税等の割合



○1箱当たりの価格と税額



注) 1 平成14年9月現在の価格に基づく1箱 20本、ドイツは19本)当たりの数値である。

2 ()内は、消費税（付加価値税等）込み小売価格に占めるたばこ税等及び消費税（付加価値税等）の割合である。

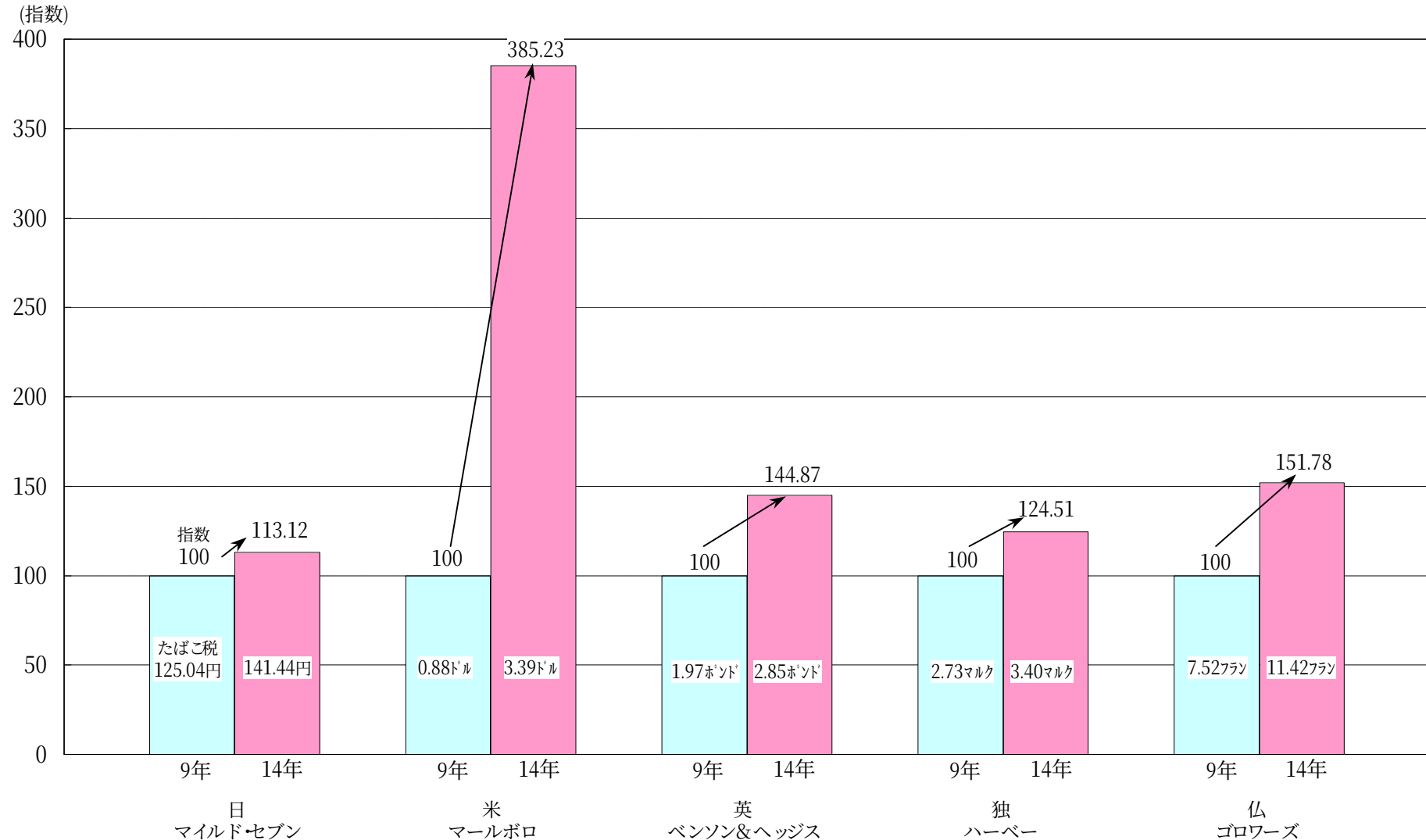
3 各国の付加価値税等の税率は次のとおり。日本 消費税等)5%、アメリカ (小売売上税)8.25%、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス19.6%

4 邦貨換算には、次のレートを用いた。1ドル=130円、1ポンド=187円、1ユーロ=115円

5 アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府のほか州 州ごとに税率が異なる。)、ワシントン特別区及び一部の郡 市がたばこ税を課税している。
なお、平成14年7月時点において、ニューヨーク州はアメリカで最もたばこ税の高い州となっている (ヒューストン市の所在するテキサス州は25位)。

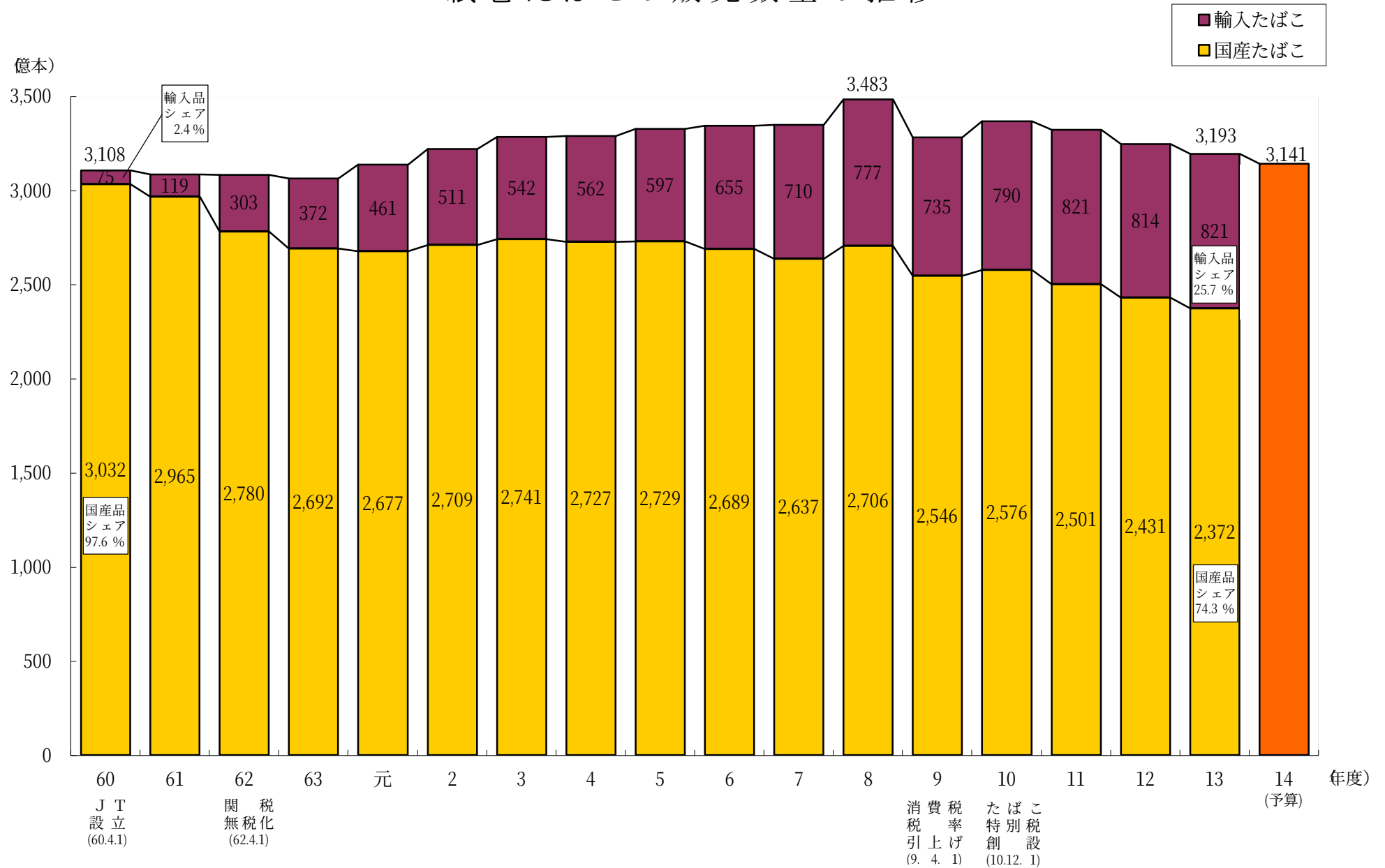
諸外国の紙巻たばこのたばこ税の動向

(各国の主要銘柄の平成9年1月時点のたばこ税額を100として平成14年9月と比較)



注) ? 平成9年1月及び平成14年9月の価格等により作成。ただし、ドイツ及びフランスについては、1ユーロ=1.95583マルク=6.55957フランにより試算した。
 ? 日本及びアメリカについては、国税及び地方税の合計であり、日本のたばこ税には、たばこ特別税を含む。
 ? たばこ税額は、1箱 20本、ドイツは19本)当たりの税額である。
 ? アメリカの数値はニューヨーク市を例示している。アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府のほか州 州ごとに税率が異なる。)、ワシントン特別区及び一部の郡・市がたばこ税を課税している。なお、平成14年7月時点において、ニューヨーク州はアメリカで最もたばこ税の高い州となっている。

紙巻たばこの販売数量の推移



(注) 日本たばこ協会調べによる。なお、平成14年については、14年度予算における課税見込数量である。

喫煙と健康の問題等に関する中間報告（抄）

平成 14 年 10 月 10 日

財政制度等審議会

第 2 . 喫煙と健康の問題等に関する基本的な考え方

1 . たばこに対する認識

喫煙と健康の問題等の観点から、たばこに関しては、様々な議論があり得るが、当審議会としては、審議の結果、以下のような認識に立つべきものであるとの結論に至った。

- (1) たばこは、麻薬や覚せい剤など同類の社会的禁制品ではなく、アルコールなど同様の合法的な個人の嗜好品である。
- (2) 他方、喫煙が特定の疾病に対するリスクであることは疫学的に認められている。
- (3) したがって、喫煙と健康の問題等の観点からは、たばこの健康に対するリスク情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるようにすることが重要である。一方、一般的にたばこの消費削減ないし禁止を求めるべきものではない。

Ⅲ エネルギー関係諸税等

あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)

第二 個別税目の改革

五 その他

2. 特定財源等とエネルギー関係諸税等

揮発油税、石油税等は使途を特定されている。特定の公的サービスからの受益と負担との間に密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合には、特定財源等が用いられてきている。特定財源等は、このような財源確保に有効な仕組みではあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招くおそれもあり、常にその妥当性を吟味していく必要がある。

道路特定財源等については、制度創設の経緯を踏まえ、現在においても特定財源という形で道路事業のための財源を引き続き確保していく必要があるのか、財政を硬直化させる要因となっていないか疑問視されており、歳出面を含めた基本的なあり方について検討を行う必要がある。当調査会では、依然として道路整備の必要性のためこれを維持すべきとの意見もあったが、一般財源化を含め、そのあり方の見直しを行うべきと考える。

いずれにしても、道路特定財源等を含むエネルギー関係諸税等については、わが国の自動車に係る税負担全体が国際的にみても高くない水準にあり、自動車の社会的コストや環境の保全の観点に鑑みれば、その税負担水準を引き下げることが適当ではない。また、現行の自動車関係諸税は税目が多く複雑であるとの指摘もあり、自動車に係る税体系のあり方は今後の検討課題である。

3. 環境問題への対応

京都議定書の目標達成に向けて、この3月に見直しが行われた地球温暖化対策推進大綱においては、「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討することとされている。環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則(PPP)に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

【補論】

「基本方針に盛り込まれていない意見」

基本方針の審議の過程においては、以下のような意見があった。

- ・ 道路特定財源等については、受益と負担の関係が明確な合理的な制度で、その存在意義を疑問視することは適当でないとの意見があった。

〔平成 14 年 6 月 25 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（抄）

第 4 部 歳出の主要分野における構造改革

4. その他

（2）特定財源のあり方の見直し

道路等の「特定財源」については、長期計画や今次税制改革と一体的に、そのあり方を見直し、可能なものは平成15年度から具体化する。なお、特定財源制度は受益と負担の関係に基づくものであるが、これら諸税の税率については、これらの税が有する種々の環境改善効果などにも十分配慮し、決定する。

特 定 財 源 等 の 概 要 (平成14年度予算・地方財政計画額)

1. 国 税

税 目 (※ 目的税)	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収
揮 発 油 税 (昭和24年創設・ 29年特定財源)	揮 発 油	48,600円/kl (本則税率: 24,300円/kl)	・ 国の道路財源 (1/4 は道路 整備特別会計に直入)	道路整備緊急措置法3,5	億円 28,442
地 方 道 路 税※ (昭和30年創設)	揮 発 油	5,200円/kl (本則税率: 4,400円/kl)	・ 地方の道路財源として全額 譲与	地方道路税法1 地方道路譲与税法1,8	3,043 (地方分 3,043)
石 油 ガ ス 税 (昭和41年創設)	自動車用石油 ガス	17円50銭/kg	・ 1/2 は国の道路財源 ・ 1/2 は地方の道路財源とし て譲与	道路整備緊急措置法3 石油ガス譲与税法1,7	280 (地方分 140)
自 動 車 重 量 税 (昭和46年創設)	乗用車、トラ ック、バス、 軽自動車等	(例) 乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・ 自家用 6,300円 ・ 営業用 2,800円 (本則税率: いずれも 2,500円)	・ 国の道路財源(注) ・ 公害健康被害の補償費用の 財源として交付 ・ 1/4 は地方の道路財源とし て譲与	公害健康被害の補償等に 関する法律附則19の2 自動車重量譲与税法1,7	11,200 (地方分 2,800)

(注) 自動車重量税収の3/4は法律上は国の一般財源であるが、税創設の経緯等から8割相当額は道路整備に充ててきたところ。平成14年度予算においては道路特定財源等の額が道路予算の額を2,247億円上回ることとなり、この分を一般財源として活用。

税 目 (※ 目的税)	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収
航空機燃料税 (昭和47年創設)	航空機燃料	26,000円/kl	・ 11/13 は国の空港整備財源 ・ 2/13 は地方空港対策費として譲与	空港整備特別会計法3, 附則⑪ 航空機燃料譲与税法1, 7	1,075 (地方分 165)
電源開発促進税※ (昭和49年創設)	一般電気事業者の販売電気	445円/千キロワット時	・ 電源立地対策及び電源多様化対策財源	電源開発促進税法1 電源開発促進対策特別会計法3の3	3,767
石 油 税 (昭和53年創設)	原油、輸入石油製品、天然ガス等	(例) 原油、輸入石油製品 2,040円/kl	・ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策財源	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法4	4,800

2. 地 方 税

税 目 (※ 目的税)	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収
軽 油 引 取 税※ (昭和31年創設)	軽油の引取り	32,100円/kl (本則税率: 15,000円/kl)	・ 都道府県及び指定市の道路 財源	地方税法700, 700の50	11,851
自 動 車 取 得 税※ (昭和43年創設)	自動車の取得	・ 自家用 取得価格の5% ・ 営業用及び軽自動車 // 3% (本則税率: いずれも3%)	・ 地方公共団体(7割市町 村、3割都道府県及び指定 市)の道路財源	地方税法699, 699の33	4,657

(注) このほか、入湯税等がある。

道路特定財源等の税率の推移

年 度	道路整備五箇年計画	年 度	道 路 特 定 財 源 等					
			国 税				地 方 税	
			揮 発 油 税	地方道路税	石油ガス税	自動車重量税	軽油引取税	自動車取得税
昭和 24		昭和 24	創 設 (5月)小売価格 の 100%	(円/kℓ)	(円/kg)	(円)	(円/kℓ)	(%)
25		25	(1月) 11,000	(円/kℓ)				
26		26	(4月) 13,000	創 設				
27		27	(8月) 11,000	(8月) 2,000			創 設	
28		28	(4月) 14,800	(4月) 3,500			(6月) 6,000	
29	↑ 第1次 { 29~33年度 }	29					(4月) 8,000	
30	2,600億円	30						
31		31						
32		32					(4月) 10,400	
33	↑ 第2次 { 33~37年度 }	33						
34	1兆円	34	(4月) 19,200				(5月) 12,500	
35		35						
36	↑ 第3次 { 36~40年度 }	36	(4月) 22,100	(4月) 4,000			(4月) 15,000	
37	2兆1,000億円	37						
38		38						
39	↑ 第4次 { 39~43年度 }	39	(4月) 24,300	(4月) 4,400				
40	4兆1,000億円	40			創 設			
41		41			(2月) 5.0			
42	↑ 第5次 { 42~46年度 }	42			(1月) 10.0			創 設
43	6兆6,000億円	43						(7月)取得
44		44						価格の3%
45	↑ 第6次 { 45~49年度 }	45			(1月) 17.5	創 設		
46	10兆3,500億円	46				(12月) 15,000		
47		47						

年度	道路整備五箇年計画	年度	道 路 特 定 財 源 等					
			国 税				地 方 税	
			揮 発 油 税	地方道路税	石 油 ガ ス 税	自動車重量税	軽 油 引 取 税	自動車取得税
			(円/kl)	(円/kl)	(円/kg)	(円)	(円/kl)	(%)
昭和48	第7次 { 48~52年度 19兆5,000億円 }	昭和48						
昭和49		昭和49	(4月) 29,200	(4月) 5,300		(5月) 30,000		(4月) 5%
昭和50		昭和50						
昭和51		昭和51	(7月) 36,500	(7月) 6,600		(5月) 37,800	(4月) 19,500	○(4月)
昭和52		昭和52						
昭和53	第8次 { 53~57年度 28兆5,000億円 }	昭和53	○(4月)	○(4月)		○(5月)	○(4月)	○(4月)
昭和54		昭和54	(6月) 45,600	(6月) 8,200			(6月) 24,300	○(4月)
昭和55		昭和55				○(5月)		○(4月)
昭和56		昭和56						
昭和57		昭和57						
昭和58	第9次 { 58~62年度 38兆2,000億円 }	昭和58	○(4月)	○(4月)		○(5月)	○(4月)	○(4月)
昭和59		昭和59						
昭和60		昭和60	○(4月)	○(4月)		○(5月)	○(4月)	○(4月)
昭和61		昭和61						
昭和62		昭和62						
昭和63	第10次 { 63~平成4年度 53兆円 }	昭和63	○(4月)	○(4月)		○(5月)	○(4月)	○(4月)
昭和64		昭和64						
昭和65		昭和65						
昭和66		昭和66						
昭和67		昭和67						
昭和68	第11次 { 5~9年度 76兆円 }	昭和68	(12月) 48,600	(12月) 5,200		○(5月)	(12月) 32,100	○(4月)
昭和69		昭和69						
昭和70		昭和70						
昭和71		昭和71						
昭和72		昭和72						
昭和73	第12次 { 10~14年度 78兆円 }	昭和73	○(4月)	○(4月)		○(5月)	○(4月)	○(4月)
昭和74		昭和74						

(注) 1. は租税特別措置法又は地方税法附則による特例税率である。

2. ○は特例税率の延長が行われた年である。

3. 自動車重量税は自家用乗用車（車検期間2年、車両重量1.5t）、自動車取得税は自家用車（軽自動車を除く）の税率である。

平成 15 年度予算編成について（抄）

2. 各歳出分野の論点

（ク）公共事業

以下のような観点が重要ではないか。

- ① 長期計画の見直し
社会資本整備の効率性や連携を確保するための手段としての再構築。
- ② 4公団民営化
料金収入で確実に償還可能な範囲に投資を抑制すること及び整備・管理のコスト縮減の徹底。
- ③ 特定財源のあり方の見直し
納税者の理解が得られるような用途の多様化に努め、道路を含む歳出を重点化。

道路整備事業の状況
平成14年度予算 34,724億円
＜道路特会国費ベース＞

自動車重量税
(国分の8割)
6,720

2,247
※平成14年度において、自動車重量税を含めたいわゆる道路特定財源の額が道路予算の額を2,247億円上回ることとなり、平成14年度においてはこれを一般財源として活用。

＜道路財源＞

自動車重量税	4,473
揮発油税	21,312
(当年分 21,340) 決算調整額 △ 28)	
石油ガス税	132
(当年分 140) 決算調整額 △ 8)	
前年度剰余金受入等	808
揮発油税 (直入分)	7,102
産業投資特別会計から繰入れ	898

一般会計繰入額

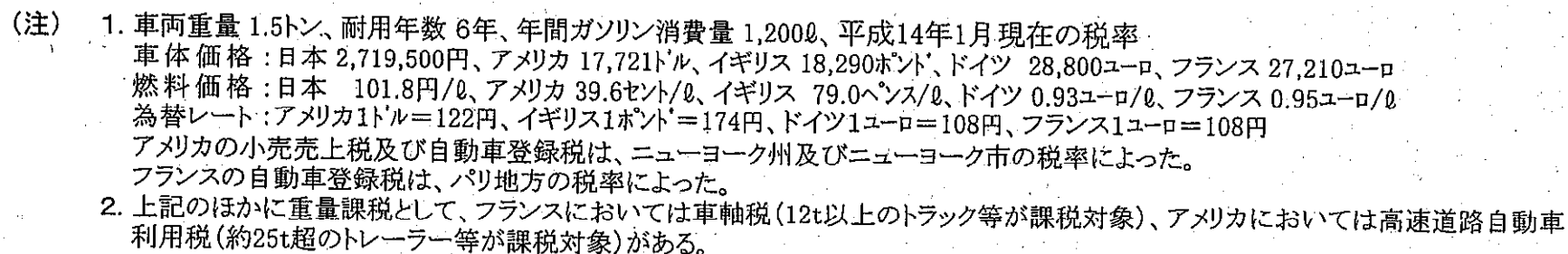
13
25,916

＜事業種別＞

道路整備	19,991
一般国道	12,717
(直轄補助)	10,512
	2,206
地方道	1,855
都道府県道	1,414
市町村道	440
交通連携推進	1,713
雪害事業	613
街路	2,037
交通連携推進	986
河川関公	280
その他	775
道路環境整備	3,663
沿道環境改善	573
交通安全	1,735
電線共同溝	538
住宅関公、都市関公、まち総	790
交通環境改善	28
独立行政法人土木研究所	15
有料道路事業	3,055
地方道路整備臨時交付金	7,102
(地方公共団体が施行する都道府県道等の道路整備事業に要する費用の一部交付)	
NTT-A型事業	898

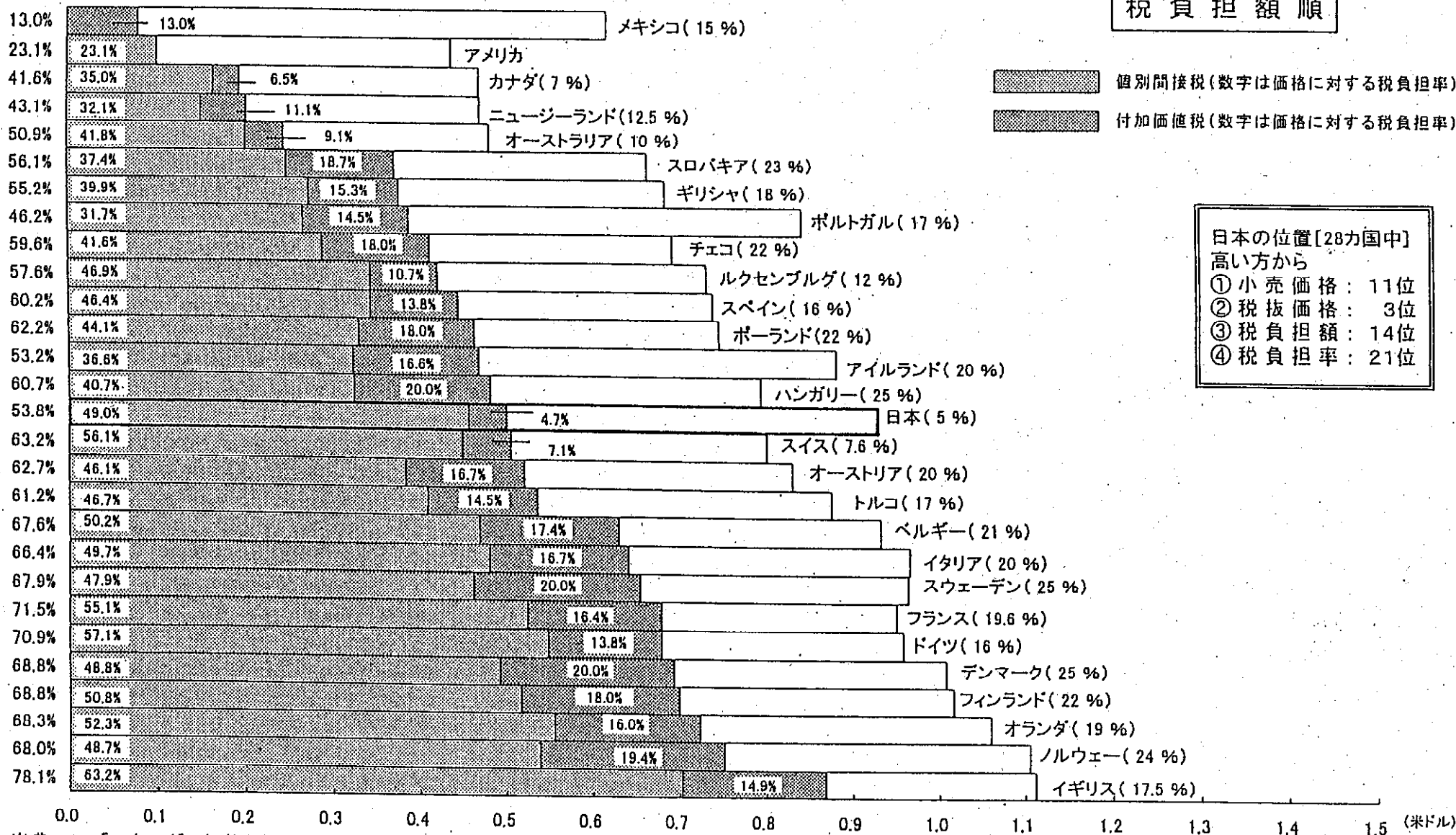
(注) 計数はそれぞれ四捨五入のため、計において一致しない場合がある。

(2000 cc クラスの自家用乗用車の例)



OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税(2001年第1四半期)

(税負担率)



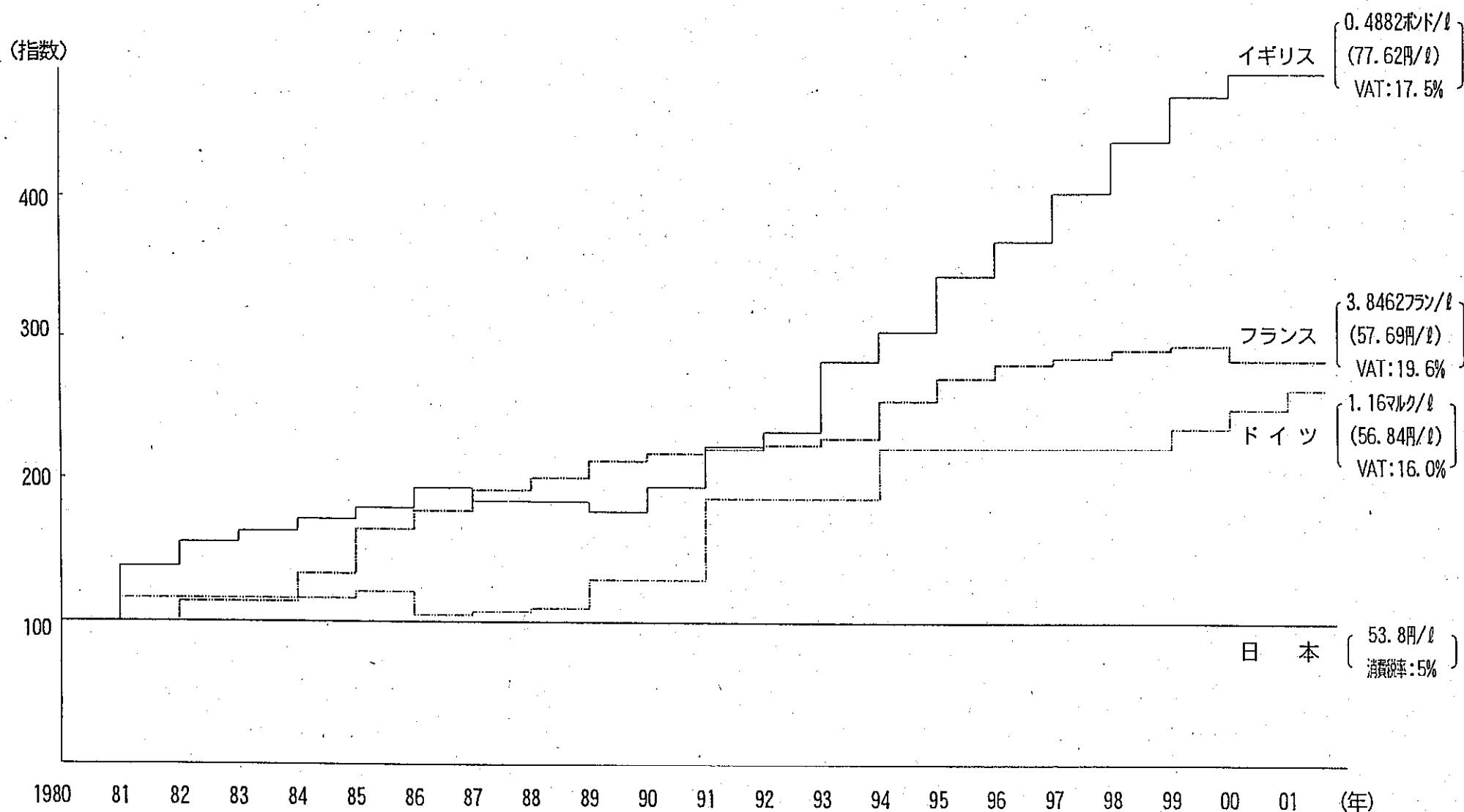
出典: IEA「エネルギー価格と税(2001年第2四半期)」。上記の内、トルコは、2000年第4四半期のデータである。

(注) 1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。

また、() 書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

2. わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税である。なお、石油税を加えた場合の税負担率は55.6%となる。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）



（注）1. 税率は各年末値による。ただし、2001年については1月末現在の税率。

2. 英では87年、独では86年以前は有鉛・無鉛の税率、以後有鉛・無鉛の税率が区分して設定されたため、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。
また、仏はレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

3. 換算レート：イギリス1ポンド＝159円、ドイツ1マルク＝49円、フランス1フラン＝15円。

（平沼議員）・・・エネルギー政策では、地球環境対策の温暖化削減目標を達成期限が迫っており、ここ数年は我が国の排出量が増加傾向で、強力な対策が必要だ。90%がエネルギー起源で、当面、地球環境対策に集中的に取り組みたい。具体的には京都議定書の市場メカニズム等をエネルギー政策と一体化し、エネルギー関係予算を省エネ、新エネを含め、地球環境対策に重点化したい。また、エネルギーセキュリティ、競争的市場の整備が政策の根幹であり、政策の焦点を見直しつつ、怠りなく取り組む。石油公団清算を踏まえ、諸施策を抜本的に見直すとともに、天然ガスシフトを念頭に、次世代エネルギーの需給構造への転換を図り、危機に強い日本を作っていくたい。・・・エネルギー関係予算は、思い切って踏み込む。今までの経済産業省の発想にはなかったが、環境に配慮した歳入財源のあり方の確立が必要だ。石炭は、エネルギー財源には含まれてこなかったが不公平がある。新規課税と関係税制を大々的にリシャッフルする。京都議定書のCO₂排出抑制に資する。また、特別会計に地球環境対策を取り込み、必要な部分は環境省と共管し、問題に取り組みたい。・・・

（略）

（竹中議員）・・・環境に配慮したエネルギー税制のリシャッフル。エネルギー特会で環境について環境省とともに進める。これは皆さん賛同されている。平沼大臣に強く進めていただきたい。

（略）

（小泉議長）・・・平沼大臣が環境問題、経済発展問題に言及されたが、これからヨハネスブルグで出るが、日本は環境と経済発展の両立を主張しており、まさにそれに合致している。今まで環境省と経済産業省はどうも逆向きに見えた。経済発展のためにも環境対策は重要で、そのためにも科学技術開発、ごみゼロ作戦、廃棄物の再生資源としての利用も重要だ。環境省と経済産業省が協力して、環境と経済発展は両立するという点を是非とも進めていただきたい。

エネルギー政策

参考資料

経済産業大臣 平沼赳夫

<エネルギー情勢の変化>

(1) セキュリティの確保

- 宗教・人種・資源を要因としたテロや紛争の多発(中央アジア・中東)
- 石油の中東依存度の上昇(1987年 67.4%→2001年 88.4%)
- アジア(特に中国)の需要拡大と需給逼迫化(2020年の世界のエネルギー需要は97年比で57%増加。その半分以上がアジア。)

(2) 地球環境問題への対応

- 歴史上初めて、温暖化ガス排出の「定量目標」にコミットし、その着実な達成が必要。(第1約束期間は2008~2012年)
- 我が国の温暖化ガスの9割はエネルギー起源。

(3) 経済成長との両立

- 環境制約と経済成長の両立を図るために、効率性の向上と消費者利益還元が重要。
- 電力・ガス等の分野での規制緩和(平成12年電気事業法改正(電気の小売の部分自由化導入、料金規制の見直し等)、平成11年ガス事業法改正(大口自由化の一層の促進、託送制度の整備等))や石油分野等での規制緩和(平成14年石油業法廃止)を実施

<改革の方向>

- (1) ①当面地球環境対策に集中的に取り組むとともに、21世紀半ばまでを見通し、エネルギー政策の基本軸を、②セキュリティの確保、③競争的市場環境とあわせた3点に明確化

- (2) 上記の政策を実現するために相応しい「歳出・歳入構造の再構築」を行う。

<具体的施策>

(1) セキュリティ戦略の再構築(天然ガスへのシフトの加速)

- 天然ガスシフトを基軸とした「次世代エネルギー需給構造」の構築(インフラ整備の促進、燃料電池・分散型電源等の抜本的拡充)
- 石油・天然ガス資源外交の戦略的展開(中東産油国との相互関係強化、アジア消費国のセキュリティ基盤整備)

(2) 地球環境対策の強化(市場メカニズムの活用)

- 京都メカニズム(CDM・JI)への対応の強化(案件発掘の支援や、関係諸制度の早期確立)
- 排出量取引のための基盤整備(試行的な実験、新エネ、省エネ成果の自主的流通市場の育成につながる支援を通じた市場の形成)
- 地球温暖化防止・セキュリティ確保の見地から原子力発電を推進

(3) エネルギー市場における競争環境の整備(規制緩和の項で再掲)

- 電力・ガスの一層の規制改革等による国内エネルギー市場環境整備(広域的な電力・ガス流通の活性化、小売自由化範囲の拡大、等)

地球温暖化対策推進大綱（抄）

（地球温暖化対策推進本部、平成14年3月）

第4 6%削減約束達成に向けた地球温暖化対策の推進

9. その他

（3）ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手段の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。

費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。

第2 地球温暖化対策に関する基本方針

2. 地球温暖化対策の策定・実施に当たっての基本的な考え方

（2）ステップ・バイ・ステップのアプローチ

2002年から第1約束期間終了までの間を、2002年から2004年までの「第1ステップ」、2005年から2007年までの「第2ステップ」、第1約束期間（2008年から2012年まで）の「第3ステップ」の3ステップに区分し、第1ステップから講じていく対策・施策によって第1約束期間における京都議定書の6%削減約束を確実に達成することを定量的に明らかにするとともに、第2ステップ及び第3ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用する。この際、客観的要素に基づいて評価・見直しを行うことができるよう、本大綱においては、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標、個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込むこととする。

我が国における温暖化対策税制について

～中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会中間報告～

取り進め方について

- 地球温暖化対策推進大綱の「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」。

第1ステップ（2002年～04年）

- 道路等の特定財源等については、温暖化対策を促進する「グリーン化」を積極的に推進。

道路特定財源

【使途のグリーン化】

温暖化対策関連の予算拡充

【課税面のグリーン化】

揮発油税等の暫定税率については、CO₂排出の増加を回避するため、来春の期限切れ後も、現行の税率水準を維持。

石油税、電源開発促進税等その他特定財源

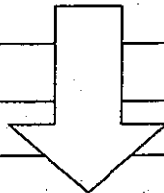
【使途のグリーン化】

温暖化対策関連の予算拡充

- 温暖化対策のための研究開発や設備投資に係る税制面での優遇措置等の拡充

第2ステップ（2005年～）

- 要すれば、早期に、温暖化対策税を導入。税制改革全体の中で検討。
- 導入を明示することにより、温暖化対策への早期取組を促進。



3つの課税タイプ

- すべての化石燃料（あるいはCO₂の排出）が課税対象。
- 課税対象及び課税段階により分類。

I 化石燃料上流課税

すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対し、炭素含有量を勘案して、上流（輸入段階）で課税

II 化石燃料下流課税

すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対し、炭素含有量を勘案して、下流（燃料の販売段階等）で課税

III 排出量課税

CO₂の排出に対し、その排出量に応じて排出者に直接課税

今後の課題

- 課税タイプに応じた、具体的な温暖化対策税の制度案を構築。
- 税收の使途、政策的な優遇措置について検討。
- 自主協定制度や国内排出量取引制度のような他の政策手法も含めた温暖化対策の政策パッケージ全体の中で検討。